

質問第一〇二一号

高速道路の無料措置の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年五月八日

参議院議長 平田健二殿

森まさこ

高速道路の無料措置の見直しに関する質問主意書

政府は、被災者支援のために行つてゐる東北地方の高速道路の無料措置を見直し、平成二十四年四月一日より無料措置の対象者を被災時に警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域を生活の本拠としていた者に限定した。そのため、自主避難をしている被災者は高速道路無料化の対象とならなくなつた。しかし、自主避難によつて離散した家族が再会するには高速道路の利用が必須であり、無料措置の対象とならなくなつた家族は再会できる機会が激減してゐる。

また、無料措置の対象となる者とならない者が一定の線引きにより分断されることで、同一市町村内で生活しているにもかかわらず無料措置の対象にならない者もいるという不公平な結果を生じさせてゐる。東京電力福島原子力発電所事故による国道の通行禁止等により、福島県南相馬市等の住民がいわき市や東京方面等へ行くには県内西部を大きく迂回せねばならず、移動のための時間的・金銭的な負担が大変大きくなつてゐる。

自主避難せざるを得なくなつた家族の絆を引き裂き、同一市町村内の住民に不公平な結果をもたらすこのような決定を見直し、従前どおり無料措置の対象を被災者全体としないのか、政府の見解を明らかにされた

い。

右質問する。